

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 1 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課 } 御中
東京消防庁・各指定都市消防本部

消 防 庁 予 防 課

令和6年中に発生した製品火災に関する調査結果について

今般、令和6年中に製品（電気用品、燃焼機器及び自動車等）の不具合により発生したと消防機関により判断された火災（以下「製品火災」という。）の調査結果を別添のとおり取りまとめましたので、送付いたします。

調査結果につきましては、消費者庁に情報提供するとともに、電気用品及び燃焼機器については経済産業省と、自動車等については国土交通省と連携を図り、製品火災の防止のために活用しています。また、当庁ホームページ及び統計調査系システム上の製品火災データベースに掲載しておりますので、引き続き製品火災に関する注意喚起について活用いただきますようお願いいたします。

なお、必要に応じ別添1、2及び3を注意喚起等に活用してください。

リコール情報のある製品を継続使用し火災に至る事案も報告されていますので、火災防止のため、経済産業省及び消費者庁が発信するリコール情報も併せて周知していただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

【経済産業省リコール情報サイト】

https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html

【消費者庁リコール情報サイト】

<https://www.recall.caa.go.jp/>

【問合せ先】

消防庁予防課予防係 谷川・櫻川

電話：03-5253-7523

Mail：yobouka-y@ml.soumu.go.jp

令和6年中に発生した製品火災に関する調査結果

令和6年中に発生した電気用品、燃焼機器及び自動車等に係る製品の不具合により発生したと判断された火災（以下「製品火災」といいます。）のうち、消防機関から調査結果の報告があったものについて、発生件数や製品情報等について取りまとめたものです。電気用品の火災155件のうち、79件がバッテリー及びバッテリーを含めた電気用品によるものでした。また、燃焼機器の火災20件のうち、14件がガストーチバーナーによるものでした。製品火災について、死者が発生しているものはありませんでした。

【令和6年1月から同年12月まで 製品火災等調査結果（速報値）】

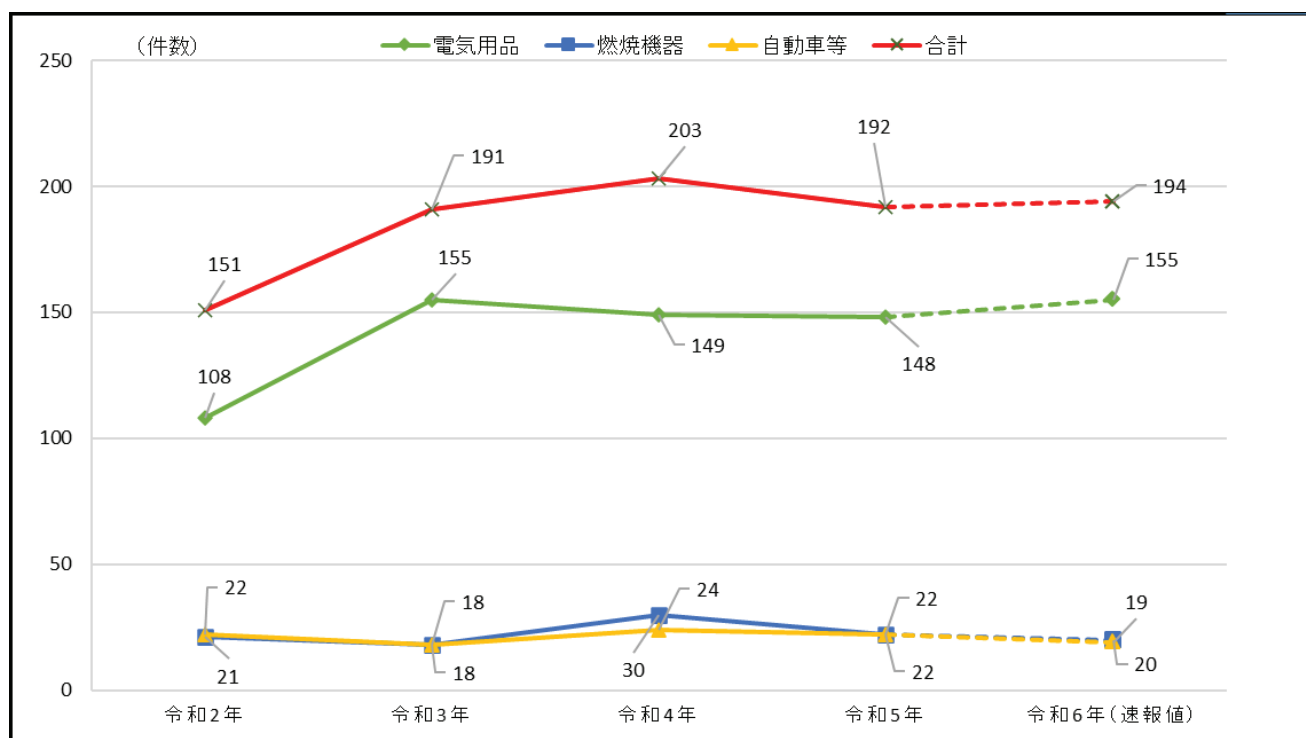
単位：〔件〕

	電気用品	燃焼機器	自動車等	全 体
製品火災	155	20	19	194
（参考）使用者の使用方法の不良及び自然災害に起因する火災ではないが、製品発生か否か特定に至らなかった火災	712	67	297	1076

※1 使用者の使用方法の不良及び自然災害に起因する火災は、本調査で集計する製品火災には含まれない。

※2 令和6年1月から同年12月までに発生した製品火災で令和7年5月31日時点のものである。これ以外に消防機関が調査中のものが90件あるため今後の調査結果により件数が増加する見込み。

最近5年間における製品火災件数の推移



事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 15 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

リチウム蓄電池等に起因する廃棄物処理施設等における火災事故等の防止について
（事務連絡）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品（以下「リチウム蓄電池等」という。）に起因する火災事故等が頻繁に発生しています。令和 5 年度には、全国の市町村において 8,543 件発生しており深刻な課題となっています。

火災事故等が発生した場合、廃棄物処理施設や収集運搬車両そのものへの被害に加え、作業員に対しても危害が及ぶ危険性があります。また、廃棄物処理施設が火災事故等により稼働停止し、廃棄物処理が滞る場合には、その地域の生活環境保全上の支障等に大きな影響を及ぼすこととなります。

環境省では、これまで、各市町村における先進的な対策事例やモデル事業の成果等を「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」としてとりまとめ公表するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 9 に基づく一般廃棄物の広域的処理に係る特例を活用し、製造事業者等による処理体制の構築に努めてきたところです。

今般、各市町村においてリチウム蓄電池等の分別回収及び適正処理を更に徹底していく必要があることから、「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）」（令和 7 年 4 月 15 日環循適発第 2504151 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）を発出するとともに、通知の内容を具体的に進めるための参考資料として、「市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集」を公表したところです。つきましては、下記について御確認いただくとともに、貴管内市町村等に周知いただき、火災事故等の未然防止に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集について

「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」に掲載していた内容に加え、令和 6 年度に実施した都道府県が主体となるリチウム蓄電池等の広域的な回収体制を構築する実証事業、先進的な取り組みを行っている市町村へヒアリング等の結果や知見をまとめ、「市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集」をとりまとめ、環境省ホームページにて公表しているため御活用ください。

- ・ 市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集（令和6年度版）
[000307066.pdf \(env. go. jp\)](#)
- ・ 市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集（概要版）（令和6年度版）
[000307254.pdf](#)
- ・ 市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集（令和6年度版） リチウム蓄電池等処理業者リスト
[000247510.pdf](#)

2. 啓発ポスター、啓発キャラクター、啓発動画について

各市町村においてリチウム蓄電池等の廃棄時の危険性について住民周知し、分別収集に協力いただくことが重要であることから、令和5年度に市町村等での活用を想定したポスターやチラシ等、様々な普及啓発ツールに用いるデザイン・イラストコンクール（以下「LiB コン！」という。）を開催しました。優秀作品賞に3点、審査員特別賞に2点の作品を選定し、優秀作品賞に選定された作品を用いたポスターを作成しています。また、リチウム蓄電池等の廃棄時の危険性や市町村等の分別区分に応じた適切な廃棄の重要性について訴える啓発動画を作成しました。LiB コン！で優秀作品賞に選定された作品を用いた啓発ポスターについては、市町村等における分別区分、問い合わせ先、ウェブサイトにおける情報提供へのリンク（QRコード）等を記入することにより、市町村等で御活用いただくことが可能です。また、市町村等において啓発ポスター等を独自に作成される場合にも、審査員特別賞に選定された啓発キャラクターを御活用いただくことが可能です。啓発動画については、市町村等のウェブサイトや動画サイト、サイネージ等において御活用ください（別添参照）。なお、啓発動画については、以下、環境省 YouTube にも公表しています。

- ・ なくそう！リチウム蓄電池の火災！（Long ver.）
<https://youtu.be/7bEtqhTPvjI>
- ・ なくそう！リチウム蓄電池の火災！（Short ver.）
<https://youtu.be/wychH6IQFmvM>

3. 消火設備その他火災事故等防止に必要な設備の整備について

リチウム蓄電池等の分別回収を実施している市町村は、リチウム蓄電池等の分別回収を実施していない市町村に比べて、1自治体当たりの火災事故等の発生件数が少ない傾向にあり、市町村においてリチウム蓄電池等の分別回収を実施することは、火災事故等のリスク低減に有効です。

一方で、リチウム蓄電池等の分別回収を行っている市町村においても、意図しない混入等により火災事故等は発生しています。こうした火災事故等を防ぐためには、例えば、破碎機への投入前に、X線検出や、風力、磁力を用いた機械選別等により誤った分別収集区分に廃棄されたリチウム蓄電池等を取り除くことが有効です。また、仮に火災事故等が発生した場合、赤外線カメラによる表面温度上昇の検知等、発火をより早期に発見し迅速に初期消火することが大規模な火災事故を防ぐために有効です。近年は赤外線カメラと連携した放水銃の自動照準システムの運用事例も増えてきており、必要に応じてこのようなシステム導入についても検討されることを推奨します。

市町村等が一般廃棄物処理施設の整備に当たって消火設備その他火災防止に必要な設備の整備を行う場合、基本的には循環型社会形成推進交付金等の対象となることから、設備の整備に当たっては積極的に御活用を検討ください。なお、廃棄物処理施設を含む公共施設に係る火災事故からの復旧等については、火災復旧事業債及び特別交付税による地方財政措置が講じられています。

詳細は以下の最新通知を御参照ください。

- ・ 循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて（令和 7 年 3 月 3 1 日付 環循適発第 25033132 号）
- ・ 廃棄物処理施設整備交付金交付要綱の取扱いについて（令和 7 年 3 月 3 1 日付 環循適発第 25033132 号）
- ・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱の取扱いについて（令和 6 年 3 月 2 9 日付 環循適発第 24032926 号）

（参考）

- ・ 過去の事務連絡、リチウム蓄電池等対策のための広報資料等

環境省 HP：https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

目次

○ 啓発ポスター

- ・ (雛型) LiB コン！ポスター.pptx
- ・ LiB コン！ポスター利用マニュアル.pptx

○ 啓発キャラクター

- ・ モバイルバッテリーくん.png
- ・ リチウム君.png
- ・ 周知・啓発用キャラクター利用マニュアル.pptx
- ・ 周知・啓発用キャラクター利用規約.docx

○ 啓発動画

- ・ なくそう！リチウム蓄電池の火災！Long ver.mp4
- ・ なくそう！リチウム蓄電池の火災！Short ver.mp4

※リチウムイオン電池
と同義



2023 年度環境省主催「『防ごう！火災！』リチウム蓄電池等に起因する
発火事故防止のためのデザイン・イラストコンクール（LiR コン！）」優秀作品

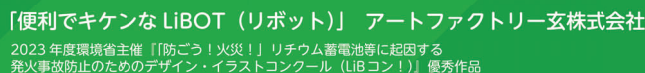


リチウム蓄電池は、「〇〇ごみ」に出してください。

詳細はこちら

QR
コード

※リチウムイオン電池
と同義

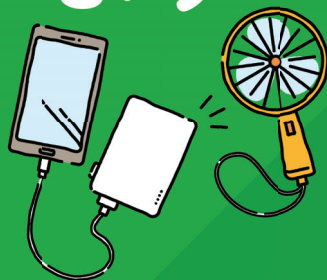


リチウム蓄電池は、「〇〇ごみ」に出してください。

QR
コード



※リチウムイオン電池
と同義



2023 年度環境省主催「防ごう！火災！」リチウム蓄電池等に起因する
発火事故防止のためのデザイン・イラストコンクール (LiB コン！) 優秀作品



QR
コード



環循適発第 2504151 号
令和 7 年 4 月 15 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長

市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品（以下「リチウム蓄電池等」という。）に起因する火災事故等が頻繁に発生している。令和 5 年度には、全国の市町村において 8,543 件発生しており深刻な課題となっている。

火災事故等が発生した場合、廃棄物処理施設や収集運搬車両そのものへの被害に加え、作業員に対しても危害が及ぶ危険性がある。また、廃棄物処理施設が火災事故等により稼働停止し、廃棄物処理が滞る場合には、その地域の生活環境保全上の支障等に大きな影響を及ぼすこととなる。

環境省では、これまで、各市町村において現在実施されている対策事例等を「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」としてとりまとめ公表するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 9 条の 9 に基づく一般廃棄物の広域的処理に係る特例を活用し、製造事業者等による処理体制の構築に努めてきたところである。また、令和 7 年 3 月には、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針の一部改訂について（通知）」（令和 7 年 3 月 31 日環循適発第 2503312 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）により、一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分の考え方等を改めて提示し、リチウム蓄電池等を標準的な分別収集区分の一つとして位置づけたところである。

こうした中、リチウム蓄電池等の分別回収を行っている市町村は、令和 5 年度において 75%に留まっており、各市町村においてリチウム蓄電池等の分別回収及び適正処理を更に徹底していく必要があることから、改めて下記のとおりリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策をとりまとめたので、貴職におかれても必要な対策を実施していただくとともに、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

廃棄物処理法において、市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当

該市町村で発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保する必要がある。

また、近年、各種リサイクル法の制定等により、製造事業者等に一定の役割を果たしてもらういわゆる拡大生産者責任（EPR）を求めているところであるが、一般廃棄物については、市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って市町村の責任の下でその処理を行わなければならないものである。

このため、全ての市町村において、当該市町村の区域内で発生するリチウム蓄電池等が一般廃棄物となったものの処理について廃棄物処理法第6条第1項の一般廃棄物処理計画に位置付けること等により、家庭から排出される全てのリチウム蓄電池等の安全な処理体制を構築していく必要がある。

2. リチウム蓄電池等の適正処理に関する方針

今後のリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針の検討に際しては、次の各事項について留意されたい。

- ・分別収集区分が分かりやすく排出しやすいなど住民にとって利便性が高い収集方法とすること。
- ・回収したリチウム蓄電池等の保管を適切に行うこと。
- ・可能な限り回収したリチウム蓄電池等を国内の適正処理が可能な事業者を引き渡すことで、循環的利用、適正処理を行うこと。

3. リチウム蓄電池等の適正処理に関する対策

（1）分別・回収方法の基本的な考え方

市町村は、次の各方法を参考にして、当該市町村の区域内で発生する家庭から排出される全てのリチウム蓄電池等の回収体制を構築すること。

① 分別方法

住民に対して、製造事業者等の自主回収の対象品だけでなく自主回収を行っていないリチウム蓄電池及び膨張・変形したリチウム蓄電池の排出方法を明示すること。

② 回収方法

- ア. 家庭で不要となったリチウム蓄電池等を退蔵させず、また、他のごみ区分への混入を防ぐため、住民にとって利便性が高い分別収集（ステーション・戸別）を基本として分別収集を行うこと。
- イ. 火災事故の発生状況その他地域の特性に応じて、分別収集（ステーション・戸別）と拠点回収（分散型回収拠点や回収ボックス等による回収）を併用し、住民の利便性を更に高めること。また、リチウム蓄電池等の適正処理に関する普及啓発を兼ねて、人が集まるイベント等における回収についても検討すること。
- ウ. リチウム蓄電池等を収集する際には、平ボディ車、又はパッカー車で収集する場合には横積み等の別積載として、収集・輸送中の発火を防ぐこと。
- エ. 透明なビニール袋に入れて排出を促す等、雨天時の分別収集を想定した方法を検討すること。
- オ. 発煙・発火の危険性があるため、膨張・変形したリチウム蓄電池等は他のリチウム蓄電池等とは別に回収、保管することが望ましい。
- カ. 回収ボックス等での拠点回収を行う場合、小型家電及び小型家電から取り外

したリチウム蓄電池を同時に排出することが可能となるため、小型家電回収ボックスと併設してリチウム蓄電池専用の回収ボックスを設置することも考えられる。また、住民の利便性の観点から、投入可能時間及び曜日の多い施設に回収ボックスを設置することが望ましい。

- キ．回収ボックス等での拠点回収にあたり、発煙・発火に備えて消火設備を整えておくことが望ましい。

③ 周知・広報

- ア．「リチウム蓄電池等」は、どのような製品に使用されているのか十分には周知されていない。このため、使用されている製品の品目を具体的に示す等して、リチウム蓄電池等の不適切なごみ区分への混入を防ぐための周知を行うこと。
- イ．収集・運搬中等の発煙・発火リスクを低減させるため、不要となったリチウム蓄電池等は、電池切れの状態で排出するよう周知すること。
- ウ．リチウム蓄電池等の発火危険性を知らずに、誤って不適切なごみ区分に排出した場合、結果として、「火災事故の原因となり、市町村のごみ・資源物の収集、処分が停止する危険性がある」ため、住民に対して注意喚起を行うこと。
- エ．火災事故等の主な原因品目である「モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレス掃除機等のバッテリー、スマートフォン、電気かみそり、電動工具、ハンディファン、電動式玩具、作業服用ファン」等については、特に積極的に品目名を明示することが望ましい。
- オ．車載用等の大容量のリチウム蓄電池が搭載されている製品等で、製造事業者等による全国的な回収ルートが構築されている製品については、住民に適切な回収ルートを周知すること。
- カ．リチウム蓄電池の取り外しが簡単にできないリチウム蓄電池使用製品は、無理に取り外そうとすると発煙・発火の危険性があるため、分解せず、そのまま排出するよう周知すること。

（２）保管方法の基本的な考え方

市町村は、廃棄物処理法における保管に係る基準を遵守するほか、次の各方法を参考にして、回収したリチウム蓄電池等を適切に保管すること。

- ア．回収したリチウム蓄電池等は、雨風による影響を受けない屋内に保管すること。
- イ．膨張・変形したリチウム蓄電池等は耐火性の容器に保管すること。
- ウ．電極が露出しているリチウム蓄電池等は、電極部を絶縁テープ等で絶縁処理したうえで保管すること。
- エ．保管環境に応じて、保管量の上限基準等を市町村内で策定し、回収したリチウム蓄電池等を計画的に適正処理を行うこと。

（３）循環的利用、適正処分の基本的な考え方

次の各方法を参考にして、リチウム蓄電池等の循環的利用、適正処理を行うこと。

- ア．必要に応じて性状や品目ごとに分別し、回収したリチウム蓄電池等は、可能な限り、再資源化事業者、小型家電リサイクル法の認定事業者等を通じて、

国内の適正処理が可能な事業者に引き渡すこと。

- イ. 処理を委託した事業者による処理の実施内容、処理量、資源の販売先を開示させること。
- ウ. 回収したリチウム蓄電池等を再資源化事業者、小型家電リサイクル法の認定事業者等に引き渡す際、排出物の内容、受け渡し方法についても事前に協議すること。
- エ. 各市町村で回収される量は必ずしも多くなく、引き渡しや処分の料金を低減する観点から、必要に応じて都道府県において調整を行うなどにより、複数市町村が連携して引き渡す等の体制を構築すること。

4. 消火設備その他火災事故等防止に必要な設備の整備について

リチウム蓄電池等の分別回収を実施している市町村は、リチウム蓄電池等の分別回収を実施していない市町村に比べて、1自治体当たりの火災事故等の発生件数が少ない傾向にあり、市町村においてリチウム蓄電池等の分別回収を実施することは、火災事故等のリスク低減に有効である。

一方で、リチウム蓄電池等の分別回収を行っている市町村においても、意図しない混入等により火災事故等は発生している。こうした火災事故等を防ぐためには、例えば、破碎機への投入前に、X線検出や、風力、磁力を用いた機械選別等により誤った分別収集区分に廃棄されたリチウム蓄電池等を取り除くことが有効である。また、仮に火災事故等が発生した場合、赤外線カメラによる表面温度上昇の検知等、発火をより早期に発見し迅速に初期消火することが大規模な火災事故を防ぐために有効である。近年は赤外線カメラと連携した放水銃の自動照準システムの運用事例も増えてきており、必要に応じてこのようなシステム導入についても検討されることを推奨する。

市町村等が一般廃棄物処理施設の整備に当たって消火設備その他火災防止に必要な設備の整備を行う場合、基本的には循環型社会形成推進交付金等の対象となることから、設備の整備に当たっては積極的に活用を検討されたい。なお、廃棄物処理施設を含む公共施設に係る火災事故からの復旧等については、火災復旧事業債及び特別交付税による地方財政措置が講じられているところ。

「安全性に疑いのある」危ないガストーチは 買わないで!使わないで!ください

携帯型ガスボンベを使うガストーチは、
炎と燃料を手にとって扱うものです。

安全性に疑いがある商品の場合には
「手元まで大きな炎につつまれる」
「大きな炎が消せない状態になる」など、
火傷や**火災**の危険性があります。

危ない!!

危険な製品は使わないように、注意してください。

危ないガストーチとは

1 使うカセットボンベが指定されていない

- ガストーチとガスボンベがぴったりとはまり合わない、ガス漏れする危険性があります。
- ガスの成分がガストーチに合わない、異常燃焼する危険性があります。

だから

- ! ガストーチと接続するカセットボンベは指定されているもの同士でなければなりません。
使うカセットボンベが指定されていないガストーチは使わないでください。
(指定されるカセットボンベにも、このガストーチに使ってよいことが明示されている必要があります。)



2 使い方が理解できる取扱説明書が ついていない

- ガストーチの性能と扱いは、メーカー・機種によって大きな違いがあります。
- 使い方と取扱い上の注意が正確に理解できる取扱説明書が必要です。



だから

- ! 海外製品が日本で販売される場合でも、正しい日本語の取扱説明書がついていることは必須です。
- ! 安全を確保するための十分な内容が
きちんと書かれているかよく読んでください。

3 万一事故が起きた時に対応してくれる 国内の連絡先電話番号がわからない

- ガストーチの事故が多発しています。
万一事故が起きた時、連絡する会社名と
つながる電話番号が必要です。
(携帯番号やメールアドレス・ホームページURL
では、緊急時の迅速な対処に懸念があります。)
- 連絡先が不明な場合、被害の補償も受けられず、
甚大な損害をこうむる可能性があります。



だから

- ! 日本国内で事故が発生した時にきちんと対応してくれる
会社の連絡先が書いていない場合は危険です。
- ! 事故発生時に責任を負って対応してくれる会社の
電話番号が書かれているか確認してください。

※使用前にガス漏れの音や臭いがする製品は使わないでください。



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry



総務省消防庁

Fire and Disaster Management Agency



一般財団法人日本ガス機器検査協会

Japan Gas Appliances Inspection Association



Japan Industrial Association of Gas and Kerosene Appliances

一般社団法人 日本ガス石油機器工業会